

規 則

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年五月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十三号

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成六年埼玉県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あひ先」を「あき先」に改め、同様式の備考1中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改め、同様式の備考2中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。